

柳井市教育委員会会議 会議録

1 会議の開催

- (1) 日 時 令和3年1月15日(金) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時47分
- (2) 場 所 柳井市役所 3階大会議室

2 出席委員

教育長	西元 良治
委 員 (教育長職務代理者)	西原 光治
委 員	河岡 治子
委 員	厚坊 俊己
委 員	横山 志磨

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

教育部長	三浦 正明
教育総務課長	有道 茂一
教育総務課施設担当課長	岡原 由明
学校教育課長	中本 隆徳
学校教育課長補佐	川西 俊之
生涯学習・スポーツ推進課長	山本 直邦
サンビームやない館長	脇村 直孝
学校給食センター所長	小田 文孝
教育総務課長補佐(書記)	惣上分 常代

5 傍聴者

なし

6 会議日程

(1) 議 案

- ①議案第1号 柳井市小中学校における臨時休業等の取扱いについて(変更)
- ②議案第2号 第2期柳井市教育振興基本計画の決定について

(2) その他

7 議事の概要

(1) 開会

教育長から、教育委員会会議の開会の宣言があった。

(午後1時30分 開会)

(2) 会議録署名委員氏名

教育長から、会議規則第13条の規定に基づき、厚坊委員、横山委員の両

名を指名した。

(3) 議事内容

①議案第1号 柳井市小中学校における臨時休業等の取扱いについて(変更)

教育長は事務局に説明を求め、中本課長から、柳井市小中学校における臨時休業等の取扱いの変更について下記のとおり説明があった。

新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業の取り扱いについて、対応方針を変更したい。文部科学省発出の「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」の「1. 学校教育活動の継続と臨時休業の考え方について」に「地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルス感染症のこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合を取るべき措置であり、学校のみを休業とすることは、子供の健やかな学びや心身への影響から、避けることが適切です。児童生徒や教職員の中に感染者が発生した場合に、感染者が1人発生したことのみをもって、学校全体の臨時休業を行うことは、控えてください。」「保健所等と相談の上、学級や学年単位など必要最低限の範囲での休業にとどめてください。」とある。これまでは、学校関係者に1人でも感染者が発生した場合、学校全体を臨時休業としていたが、このことを踏まえ、児童生徒あるいは教職員が感染した発生した場合、状況に応じた期間、学級・学年閉鎖または休校としたい。学級閉鎖や学年閉鎖を基本とし、最低限での措置に変更したい。これらの主な変更点を「新型コロナウイルス感染症対応に関する「柳井市Q&A」その3」にまとめた。1ページ目の下部分に主な変更箇所としてまとめている。これまでは、「保護者感染の場合」は、「関係児童生徒は、保護者の陰性が確認されても、最終接触から14日間は自宅待機とする」としていたが、現在、家族でPCR検査を受けることが多くなり、その都度、陰性が確認されても2週間待機となると、非常に長い期間待機となるので、今後は「関係児童生徒は、保護者の陰性が確認されるまで自宅待機とする。」に変更したい。「児童生徒・教職員感染の場合」は、これまでは、「最低2日間は休業にして、状況に応じた期間、該当校休校」としていたが、「状況に応じた期間、学級・学年閉鎖または休校」とし、「感染者及び濃厚接触者は、陰性が確認されても、最終接触から14日間は自宅待機とする。」としていたが、「感染者及び濃厚接触者は、保健所の指示に従う。」に変更したい。2ページ目のQ3のような質問が、柳井市でも実際にあった。「父親がPCR検査を受けて陰性であり、念のために2週間、自宅待機を要請された。母親は勤め先から、父親同様、2週間の自宅待機を要請された。子ども(小学校児童)は、どのような対応をとればよいか。」こういった質問が増えてきている。これまでの対応であれば、子どもも2週間の自宅待機をしてもらうことになるが、例文のように「お父さんのPCR検査結果が陰性であったので、お子さんの登校は可能です。

しかし、心配されるようでしたら、お父さんと同様、お子さんも2週間の自宅待機とされても構いません。その場合は、「欠席」ではなく「出席停止」扱いとします。また、「しばらくお子さんの様子を見られて、大丈夫のようでしたら登校させる」といったことでも構いません。」と学びの保障というところを重点的に対応してもらいたい。学校保健会の顧問である近藤医師、学校保健会会長の志熊医師と相談し、了解をいただいた。

主な質疑は以下のとおり

西原委員：PCR検査を受ける場合は、報告がいるのか。

中本課長：家族でPCR検査を受ける場合は、学校へ連絡してもらうようお願いしている。今回、家族でPCR検査を受けるケースが増えている。今までであれば、陰性であっても2週間、児童は登校できなかったが、少し早めに登校できるようになった。

厚坊委員：Q&AのQ3の回答例にあるような「しばらくお子さんの様子を見られて、大丈夫のようでしたら登校させる、といったことでも構いません。」というのは、親として難しい判断になる。はっきり2週間とか決めてもらった方が安心するのではないか。

中本課長：保護者によって考え方が違う。2回目のPCR検査を受け、陰性だったら登校させる、とした保護者がいる一方、かなり長い期間登校しないと周囲の目が気になるので、家族が陰性とわかったらすぐ登校させたい、とする保護者がいる。一律に2週間休ませると決めるのは難しい。

西原委員：Q&AのQ1の回答に「児童生徒や教職員の中に感染者が発生した場合に、感染者が1人発生したことのみをもって、学校全体の臨時休業を行うことは、控える。」とあるが、何人だったら休業するのか。校長先生が決定することになるのか。

中本課長：学校規模によって変わってくる。保健所の指示に従いながら、学校と学校教育課でどこまで休業するか、協議をした上で決定することになる。

河岡委員：国は休校しなくていいという判断であるが、保護者の立場では、濃厚接触者が判明するまでは、1日、2日は休校していいのかなという気がする。

厚坊委員：校長の判断のよりどころとしては、保健所と教育委員会と相談の上で決定したということではないか。

河岡委員：保健所から、濃厚接触者が判明するまで休校するように、など具体的な指示はあるのか。

中本課長：保健所と相談し、保健所からは、1人陽性者が出たから即休校という措置をとる必要はないと聞いているが、濃厚接触者の人数が多い場合は、臨時休校とする場合も考えられる。その時の状況によることになる。

河岡委員：家族でＰＣＲ検査を受ける例が増えていると言われたが、個人的に検査しているのではなく、濃厚接触者扱いで受けている方が増えているのか。

中本課長：職場で１人陽性者が出た場合、その従業員は全員ＰＣＲ検査を受ける対象になる。その職場の従業員に家族がいる児童は、家族に濃厚接触者が出たということになる。

河岡委員：では、増えてきているということか。

中本課長：はい。

教育長：最近、職場で感染者がいると公表する職場もあるが、多くの場合、保護者からＰＣＲ検査を受けるという連絡で初めて知ることが多い。誹謗中傷を防ぐ意味で、どこで発生したというような情報は入ってこない。

河岡委員：身近な問題になってきていると感じる。

教育長：最近少しずつ増えてきている。

中本課長：新型コロナウイルスに感染する方が身近で増えていることもあり、本日、保護者宛に緊急事態宣言を出している都道府県への不要不急の訪問を控えていただく、また、他県からの来県も控えていただくようお願い文書を発出した。

河岡委員：受験はどうなるのか。

教育長：受験は不要不急には該当しない。

横山委員：柳井市でも新型コロナウイルスに感染された方が増えており、保健所の業務がパンクするようになってないのか。

中本課長：保健所に電話すると、県につながり対応してもらっている。電話が繋がらない、というような状況にはなっていない。

横山委員：長期間不在の父親がＰＣＲ検査を受けることになった場合も、２週間は休まなくてもいいようだが、報告はしなければならないのか。

中本課長：学校には、いろんなケースの報告があるようだ。その都度、対応しているが、このケースの場合は、家族であるが心配ないということでもいいと思う。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

②議案第２号 第２期柳井市教育振興基本計画の決定について

教育長は事務局に説明を求め、川西課長補佐から、第２期柳井市教育振興基本計画について、下記のとおり説明があった。

現在の柳井市教育振興基本計画は、平成２８年度から令和７年度までの１０年間を計画期間として策定している。ただし、前半の５年間を第１期、後半の５年間を第２期と考え、第１期を終える段階で見直しすることにしていて、今年度が見直しする年にあたり、今後５年間の第２期としての柳

井市教育振興基本計画を協議していただきたい。本計画は、柳井市教育振興基本計画協議会に諮問し、３回の協議を重ねた結果、答申いただいたものを基に策定した。１２月にパブリックコメントも実施した。

策定の基本方針は、第１期をベースにしている。

順に説明していく。

１ページは、法的根拠や関連する各種計画を掲載している。

２ページは、本市教育をめぐる状況として、１に児童生徒数の推移をグラフにまとめたもの、２に児童生徒の状況（１）児童生徒の意識ということで、小学６年と中学３年の児童生徒の意識アンケート「自分にはよいところがあるかと思いませんか」「将来の夢や目標をもっていますか」をグラフにまとめている。

３ページは、（２）全国学力学習状況調査の平均点と「家で自分で計画を立てて勉強していますか」の調査結果、（３）は、児童生徒の体力テストの結果をグラフにまとめている。

４ページは、（４）児童生徒の問題行動や不登校等の調査結果で、暴力行為発生件数、いじめの認知件数、不登校児童生徒数の推移をまとめている。（５）地域との関わりは、小学６年と中学３年の児童生徒の「今住んでいる地域の行事に進んで参加していますか。」の参加率の推移をまとめている。

５ページは、３「市民アンケートの結果」で、（１）は第１期策定へ向け平成２６年度に全戸配布で実施したアンケート、（２）は（１）のアンケートを再編集し、小学４年と中学２年の保護者、各学校の学校運営協議会委員、各公民館の運営協議会委員を対象とし、令和２年度にマークシート方式でアンケートを実施したときのアンケート用紙を掲載している。

６ページの下半分に、第１期と同じ分析方法で、アンケート結果の整理の仕方について記載している。

７・８ページは、小中学生への教育内容に関する満足度と重要度。

９・１０ページは、学校・家庭・地域の連携に関する満足度と重要度。

１１・１２ページは、生涯を通じた学習に関する満足度と重要度。

１３ページは、平成２６年度からどう変化し、満足度と重要度の分布を分かりやすくまとめた「分布一覧」を記載している。

策定協議会において、左側にある生徒指導や不登校、家庭や地域の教育力などについて、多くの意見をいただいた。この点は、第２期においても重点的に取り組む必要があると思われる。

１４・１５ページは、平成２６年度のみ実施したアンケートをまとめている。

１６・１７ページも、平成２６年度のみ実施した市民熟議の記載を残している。

平成２６年度の市民アンケートや市民熟議で紡ぎ出された市民の思いを教育目標や基本方針へ反映させた、という経緯があり掲載している。

18ページは、1教育目標で、第1期から引き続き第2期も、「愛・夢・志をはぐくむ教育 ～スクール・コミュニティによる教育のまちづくりの推進～」としたい。

19・20・21ページは、3つの基本方針を示しているが、これも第1期に引き続き第2期も継続したい。

以上の教育目標と基本方針は、平成26年度実施の市民アンケートや市民熟議から紡ぎ出した内容であり、今後5年間もこれを掲げるべきだと考えている。また、各種調査結果や、今年度実施したアンケート結果から課題も見えており、それらを踏まえた上で、この教育方針と教育目標の継続・充実により、柳井市の教育のさらなる振興につながると考えている。

なお、策定協議会において司会を務めた方が、教育基本法をもとにして、教育振興基本計画というものは、学校だけのことを考えるものではなく、家庭や地域社会のことも考えていくものだという観点から進行され、幅広い観点からの協議となった。

22ページは、具体的施策の一覧で、この構造自体も、第1期をベースにしている。

まず、教育目標があり、キーワードとなる愛、夢、志の3つの基本方針とその具体的施策を記載している。具体的施策は、左側黄緑の「愛」の並びは、生涯を通じた学習や市民全体に関わる取組。真ん中青の「夢」の並びは、主に地域、家庭、学校の連携・協働に関する取組。右側赤の「志」の並びは、主に学校における教育。

それらの施策全体を支えるように、下に、紫色の環境整備を配置し、一番下にオレンジの計画の推進を配置している。一番下の部分は、第2期において明示した部分である。策定協議会の中でもこれに関する意見をいただいた。進行管理などはこれまでも取り組んでいたが、より明確になった。

23ページからは具体的施策について、主な取組などを掲載している。読んだ方にイメージが伝わりやすくなるよう、第1期よりも写真の枚数を増やした。

23ページは、人権教育の推進、主な取組③人権啓発活動の推進を追加した。

24ページは、生涯学習の推進。

25ページは、青少年の健全育成。

26ページは、芸術・文化の振興。

27・28ページは、スポーツ・レクリエーション活動の振興。

29ページは、歴史・伝統の継承と保護。

30ページは、郷土教材の開発と地域人材による郷土学習。

31・32ページは、学校運営協議会の機能の強化。地域の方を交えて、地域とともにある学校について話し合う協議会を設置している学校をコミュニティ・スクールという。柳井市は、すべての小中学校がコミュニティ・スクールである。よく質問されるコミュニティ・スクールと柳井市のス

クール・コミュニティの違いについて説明する。32ページの下部分に、図示している。コミュニティ・スクールは、スクールに視点があり、地域とともにある学校の姿、スクール・コミュニティは、コミュニティに視点があり、学校を核とした人づくりまちづくりをしながら、市民の交流と絆が生まれていく地域の姿である。

33・34ページは、学校応援団のさらなる充実。

35ページは、地域協育ネットの充実。

36・37ページは、幼保小中高連携の強化。

38・39ページは、家庭の教育力を高めるための支援の強化。家庭の教育力は、今年度実施したアンケートにおいて重要課題に位置づけられた。策定協議会においても重要性を多く指摘されている。これまでも様々な部局と連携しながら取り組んでいる。主な取組⑤家庭教育支援に関する項目を追加した。

40ページは、放課後子ども教室の充実。

41・42ページは、「確かな学力」の育成。新学習指導要領を意識し、資質・能力を育むため、プログラミング教育や1人1台タブレットを導入する。策定協議会の中で、プログラミング教育に関する指摘を受け、協議した結果、プログラミングするための教育ではなく、論理的思考を育てるための取組であることに留意する、また情報活用能力を養う、を課題に加え、読解力、情報の取得、活用する力の育成に留意していく必要があると認識している。主な取組②アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善は、これまでも取り組んでいたが追加した。

43ページは、「豊かな心」の育成。

44・45ページは、「健やかな体」の育成。

46・47ページは、キャリア教育の推進。

48・49ページは、特別支援教育の充実。

50・51ページは、生徒指導の充実。いじめや不登校など市民アンケートでも重要度が高い項目である。策定協議会でも様々な観点から意見が出された。主な取組③関係機関との連携をより明確にした。②近年増加しているSNSトラブルに関しても明示した。柳井市においても不登校の人数が増加していることが課題であり、主な取組として①や④に状況に応じた組織による対応や時期に応じた対応を意識して記載した。

52ページは、幼児教育の充実。

53・54ページは、教職員の資質向上。

55ページは、情報発信の充実。

56・57ページは、安全で快適な学びの環境づくり。環境整備について、主な取組⑤新型コロナウイルス感染症に対する取組みを追加した。

58ページは、学校の適正規模・適正配置。第1期では、主な取組の1つであったが、第2期は、1つの項目として取り扱っている。

59ページは、ICT環境の整備・充実。この項目も第1期にはなかつ

た。今年は、GIGAスクール構想に伴い、大きく動いた年であり、今後充実させていく方向性を示した項目である。

60ページは、学校教材、図書の整備・充実。

61ページは、これまでも行っていたが、今回新たに明示した取組みであるPDCAサイクルによる進行管理に関する取組を掲載している。

続いて、パブリックコメントについて説明していく。

1名の方から3件の意見をいただいた。「柳井市教育振興基本計画（第2期）（案）に対する意見の募集結果について」の左側は、いただいた意見をまとめ、右側がそれに対する回答である。

一つ目は、全体のことで、「本文に「子ども会」が出てきていない。めざすものは同じであるが、柳井市では「子ども会」を重視してないのではないか」というもの。柳井市教育振興基本計画の1ページに掲載した関連する計画の中に、第2期柳井市子ども・子育て支援事業計画があり、この計画において「子ども会」を事業の一つとして取り上げていることから、関連を意識しながら推進していくということ、また、具体的な取組との関わりとしては、25ページ「青少年の健全育成」と関連していることから、こうした事業推進の参考にするとした。

二つ目は、55ページ、4（1）情報発信の充実について、「市のホームページに掲載していない学校がある。掲載の仕方の改善など、充実を図る必要があるのではないか」というもの。実際は、各学校が更新していることを伝え、ホームページへの掲載の仕方や市のシステムとの兼ね合いなどについて説明するとした。

三つ目は、60ページ、4（5）学校図書館の充実について、「学校司書が中学校には配置されておらず、PTAで負担している中学校もある。この現状をどう考えているか」というもの。市としては、学校図書館の運営の改善等へ向けて学校司書の配置に努めており、第1期で小学校に配置し、第2期は中学校への配置に努めていくとした。

主な質疑は以下のとおり

西原委員：パブリックコメントで3つの意見が出されている、子ども会のことであるが、教育委員会から子ども会へ活動費のような助成金があるのではないか。健全育成に対する支援をしていると認識している。

山本課長：子ども会の事務局は、しらかべ学遊館にあり、そこで運営を行っている。補助金を支出し、財政的な支援を行っている。事業等では生涯学習・スポーツ推進課が支援しており、子ども会を重視していないということはない。子ども会のことは教育振興基本計画に明記されていないが、子ども・子育て支援事業計画には明記されている。教育振興基本計画では、子ども会に限らず、スポーツ少年団などは各種団体の中に含まれていると認識

している。

西原委員：柳井市教育振興基本計画（第２期）策定協議会の構成メンバーは、どのような方になっているのか。

三浦部長：学識経験者として山口県子ども会連合会に携わっている方、教育関係者として柳井南小学校長・柳東小学校教頭・柳井市PTA連合会理事・柳井中学校学校運営協議会代表、各種団体等関係者として柳井市商工会議所議員・柳井地区自治会長協議会会長・柳井市社会教育委員、市民代表として公募の２名、合わせて１０名で構成されている。

西原委員：前回とかなり入れ替わったのか。たくさんの方の目を見ていただいてよかったのではないかな。

教育長：半数が入れ替わり、女性の委員が半数を占めている。

厚坊委員：計画の内容の変更は可能なのかな。

中本課長：今日の教育委員会会議とこの後開催される総合教育会議での意見を基に、修正する箇所はある。

厚坊委員：１９ページからの基本方針の「３ 志を実現するための力の育成」というタイトルは、第１期から変わっていないのか。「力」という言葉に強いイメージがあり、志を実現するための「実践力の育成」など柔らかいイメージに変えてはどうか。

中本課長：第１期は、「志を実現させるため」だった。２１ページの中程に「人間力」「社会力」「基礎的・汎用的能力」を総称して、「力」としている。

西原委員：愛、夢、志というのは、いいキャッチフレーズだと思う。

教育長：市民熟議の中から出たものである。

西原委員：自己肯定感、他者肯定感、地域肯定感、この３つの肯定感が、一つのポイントになると思う。このことによって、自分自身、地域あるいは家庭のモチベーションの向上に発展していく。第２期は、写真を多く取り入れ見やすい構成になっている。

厚坊委員：コミュニティ・スクールとスクール・コミュニティが分かりにくいという人がいるが、スクール・コミュニティは余田小学校や伊陸小学校のように、学校の中に公民館や出張所があるようなイメージで、学校を核とし、市民と交流もできるというような具体的なものがあると説明しやすい。言葉だけでは分かりにくい。

教育長：今年度９月から伊陸小学校は、公民館と学校が合築され、来年度以降、一つのモデル校として、スクール・コミュニティの推進になっていく。

厚坊委員：４ページの「（４）児童生徒の問題行動・不登校等」について、このグラフだけみると、柳井市の小中学校でいじめや暴力行為が極端に増加したように誤解されるので、補足説明を加えては

どうか。

教育長：いじめなどは早期発見、早期対応が望まれており、最近は、ほんのささいなものについても件数に含まれている。この影響もあり件数がぐっと伸びている。厚坊委員が言われたように、補足説明が必要になる。

河岡委員：中学校の不登校の件数が少し減少した後、ぐっと増加しているが、不登校の基準は変わったのか。

中本課長：これまで、事故欠や家庭の事情によるという理由で、不登校扱いしていなかったものも、精査した結果、不登校と扱ったほうがいいのではないかと学校側の意識が変わってきており、積極的に認知していこうとしている。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

(4) 協議会

教育長から、暫時、協議会とする宣言があった。

(午後2時32分 協議会)

(午後2時47分 再開)

(5) 閉会

教育長から、協議会を閉じ、教育委員会会議の閉会の宣言があった。

(午後2時47分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長 西 元 良 治

署名委員 厚 坊 俊 己

署名委員 横 山 志 磨

調 整 者 有 道 茂 一